

2020年5月15日

新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校休業期間中の 音楽科教科書の著作物利用 Q&A

教育出版株式会社 編集局音楽科

1. 学校が行う自宅学習用オンライン授業での利用について

Q1 教科書の紙面を映して利用できますか？

A1 2020年4月28日の「授業目的公衆送信補償金制度」施行により、一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会 (SARTRAS) への届出と、一定額の補償金の支払によって、教育機関は「授業の目的で必要と認められる限度において、公表された著作物」を公衆送信することができるようになりました。

また、今回の新型コロナウイルス感染拡大に伴う多くの学校の臨時休業をうけ、授業目的であれば特例として、2020年度中は無償で著作物を利用することが可能になりました (2021年度からは有償)。

詳しくは、一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会 (SARTRAS) のHPをご覧ください。 <https://sartras.or.jp/>

上記により、教科書に掲載された楽譜、イラスト、写真等を含めた著作物の公衆送信利用も SARTRAS の管理対象となり、各地区・学校で採択された教科書の一部など、授業の目的で必要と認められる限度であれば、SARTRAS へ届出を行ったうえで、今年度中に限り無償で利用することができます。

利用に際しては「授業目的」から外れないよう、対象となる児童生徒だけが視聴することのできる限定公開 (または非公開)の形を取ることが必要であるとともに、教育機関である学校のサーバーからの配信を基本とします。

なお、SARTRAS が許諾する著作物の利用は「教育機関」に限定されておりますので、「教育機関の設置者」にあたる教育委員会の主導で配信する場合は、SARTRAS ではなく教科書著作権協会等への申請が必要となります。

Q2 教科書の教材を演奏・配信して利用できますか？

A2 教育機関での授業目的の演奏は、営利を目的としておらず、観客から料金を取らない非営利の演奏と考えられるため、許諾を得ることなく利用できます。また、その配信についても、上記 SARTRAS が 2020年度中に限り無償での利用を許諾しており、SARTRAS へ登録を行った教育機関は無償利用することができます。

この場合も「授業目的」から外れないよう、対象となる児童生徒だけが見ることのできる限定公開（または非公開）の形を取ることが必要です。

Q3 休校期間中、自宅学習のために、指導書のCDの音源を配信して利用できますか？

A3 CDに収録された音源には、各楽曲の「著作権」の他に、その原盤に関わる「著作権隣接権」という権利があり、この部分は別途許諾が必要になります。この権利は国内外のレコード会社や当社が持っており、利用の可否は使用される音源により様々ですので、当社にご相談ください。

なお、利用可の場合でも、「授業目的」から外れないよう、対象となる児童生徒だけが聴くことのできる限定公開（または非公開）の形を取ることや、音源データを児童生徒がダウンロードできないよう、ストリーミング配信とすること、休校措置終了後はサーバーからデータを必ず削除していただくことが必要です。

Q4 教科書を利用して作成したプリントやワークシートの配信は可能ですか？

A4 Q1と同様、SARTRASへ登録のうえをご利用ください。2020年度は無償利用が可能です。

この場合も「授業目的」から外れないよう、対象となる児童生徒だけが見ることのできる限定公開（または非公開）の形を取ることが必要です。

Q5 HP上の「まなびリンク」や音源配信等のコンテンツの、家庭での利用は可能ですか？

A5 本サイトの上記コンテンツは、児童生徒が学校内の授業や自宅等での個人学習において教科書を使用する際、教材に関する参考情報として当社が用意したものです。家庭での利用は可能ですが、上記範囲外でのご利用はご遠慮ください。

2. 教育委員会が行う自宅学習用オンライン授業での利用について

前述のとおり、SARTRASが許諾する著作物の利用は「教育機関」に限定されており、教育委員会からの配信は含まれないと考えられます。

ご利用の場合は今まで通り、使用部分の楽譜、イラスト、写真、本文等について、関係する管理団体（日本音楽著作権協会、教科書著作権協会など）や権利者に、有償無償含め使用申請をしていただく必要があります。

なお、YouTubeなど、JASRACなどの音楽著作権管理団体と契約を結んでいる動画配信サイトに「限定公開」の形で投稿することにより、そこに含まれる音源の音楽著作権をクリアすることは可能です（契約している管理団体の管理作品に限りますのでご注意ください）。また、指導書CDなどにかかる「著作権隣接権」については、別途ご相談いただく形になります。

【参考：「授業目的公衆送信補償金制度」の経緯や届出について等】

これまで 2018年5月に著作権法の改正が行われ、一定額の補償金を支払えば、授業の目的で必要と認められる限度において、公表された著作物を公衆送信できる「授業目的公衆送信補償金制度」の施行が決まりました。そして、来年2021年5月24日までの施行を目指し、SARTRASにおいて補償金額及びその徴収・分配等の制度の詳細が、検討されている段階でした。

2020年春 新型コロナウイルス感染拡大に伴う学校の臨時休業対策として、2020年度に限った特例で補償金額を「無償」とすることも含め、制度の早期運用をSARTRASが文化庁に認可申請し、4月24日に認可、4月28日から制度が施行されました。

これにより授業目的の公衆送信における著作物利用についてはSARTRASによる管理が開始され、授業に必要と認められる限度であれば、2020年度中は無償で著作物を利用することが可能とされました。

学校などの教育機関の設置者（教育委員会等）がSARTRASへ学校名等の届出を行うことにより、今年度中は無償許諾されることになります。

2021年度以降 今後新たに定められる補償金をSARTRASへ支払うことによって利用が可能となります。

★関係管理団体等★

文化庁 著作権課

平成30年著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」に関するQ&A
(令和2年4月24日)

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/pdf/2020042401_04.pdf

一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会 (SARTRAS)

<https://sartras.or.jp/>

一般社団法人 教科書著作権協会

<http://www.jactex.jp/>

一般社団法人 日本音楽著作権協会 (JASRAC)

<https://www.jasrac.or.jp/>

株式会社 NexTone

<https://www.nex-tone.co.jp/>

以上